

徳島県健康生きがいくりアドバイザー協議会 規 約 (5)

第1条(名称)

本会の名称は「徳島県健康生きがいくりアドバイザー協議会」(略称：健生とくしま)(以下「本会」という)と称する。

第2条(事務所)

主たる事務所は、(公財)とくしま“あい”ランド推進協議会内に置く。

第3条(目的)

本会の目的は、高齢社会を迎え、健康で生きがいのある生活を主体的に実践するとともに会員相互の交流及び資質の向上を図り、健康で明るい地域社会づくりに寄与することを目的とする。

第4条(活動)

本会は第3条の目的を達成するために、次の活動を行なう。

- (1) 地域社会の「健康生きがいくり」に関する調査、セミナー、シンポジウム、講演、相談、助言活動。
- (2) 県内行政機関やその推進機構と連携する種々の活動。
- (3) 健康生きがいくりアドバイザー相互の連携、交流、情報交換及び研鑽活動。
- (4) 健康生きがいくりに関する機会、情報提供。
- (5) 他の健康生きがいくり団体との連携交流を図る活動。
- (6) その他目的達成のために必要な活動。

第5条(会員)

本会は、正会員、準会員、賛助会員により構成する。

- (1) 正会員は、以下の要件を全て満たす者で、総会に出席して発言権、議決権、被選挙権を行使することができる。
 - ① (一財)健康・生きがい開発財団が認定する「健康生きがいくりアドバイザー」又は、「生きがい情報士」の資格を有する者。
 - ② 徳島県内に住居又は職場を有する者を原則とする。
- (2) 準会員は、財団が認定するアドバイザーの資格を有せず、「健生とくしま」の趣旨に賛同して活動する者で役員会の議決を経て、入会を認める。以下の事項の権利は有しない。但し、役員会で認めた者はこの限りではない。
 - ① 総会における発言権、議決権、被選挙権。
 - ② 役員及び各部の長。
 - ③ 健生とくしまの運営に関わること。
- (3) 賛助会員(個人及び法人)は、「健生とくしま」の趣旨に賛同し支援する者で、役員会の議決を経て入会を認める。

第6条(入会)

本会に入会しようとする者は所定の手続きにより申込みするものとする。

第7条(会費)

- (1) 会員は定期総会時に会費を一括納入するものとする。
- (2) 会費の金額は役員会において立案し、総会において決定する。

第8条(退会)

会員の退会は次の場合とする。

- (1) 本人から退会の意思表示があった場合。
- (2) 会員が死亡した場合。

第9条(除名)

会員が本会の名誉を毀損し、又は会員としての信用を汚す行為があった場合は、総会の議決により除名することができる。

第10条(役員及び職務)

- | | |
|-------------|-------------------------------------|
| (1) 会長：1名 | 会長は本会を代表し会務を統括する。 |
| (2) 副会長：若干名 | 副会長は会長を補佐し、会長に支障の有る場合は協議により職務を代行する。 |
| (3) 事務局長：1名 | 事務局長は会長を補佐し本会の事務を統括する。 |
| (4) 会計：1名 | 会計担当は会の会計を行なう。 |
| (5) 監事：2名以上 | 監事は年度会計を監査する。 |

第11条(役員を選任)

本会の役員は総会において会員の内より選出し、会長、副会長、事務局長等の役職は選出された役員により互選する。

第12条(役員の任期)

役員は任期は、2年とする。但し、再任は妨げない。

第13条(役員会)

役員会は役員をもって構成し、必要に応じて会長が召集する。

第14条(名誉会長・顧問)

本会は名誉会長・顧問を若干名置くことができる、名誉会長・顧問は総会及び役員会の議決により会長が委嘱する。

第15条(総会)

- (1) 総会は定期総会と臨時総会とし、会長が召集し、会長が議長となる。
- (2) 定期総会は毎年1回開催し、臨時総会は必要のつど開催する。
- (3) 臨時総会は次のいずれかの場合に開催することができる。
 - ① 役員会の決議があったとき。
 - ② 会員の3分の1以上の要請があったとき。
- (4) 総会の決議事項で緊急を要する場合は、役員会の決議をもってこれに代わることができる。

第16条(総会の成立及び議決)

- (1) 総会は会員の過半数の出席者(委任状を含む)をもって成立する。
- (2) 総会の議決は出席者の過半数(委任状を含む)をもって有効とし、可否同数の場合は議長が議決する。

第17条(総会の議決事項)

総会の議決、審議事項は次の通りとする。

- (1) 規約の制定、改正及び廃止
- (2) 予算、決算
- (3) 事業報告、事業計画
- (4) 役員を選任
- (5) その他の重要事項

第18条(組織)

第3条に定める活動を自主的に行なうために、次に掲げる部局を設置する。

- (1) 事務局
- (2) 活動部

第19条(事業年度)

本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第20条(解散)

本会を解散する場合は、会員の4分の3以上の同意を得なければ、解散の手続きに入ることができない。

第21条(規約の改定)

規約の改定は総会において出席者の過半数以上の議決による。

第22条(個人情報の管理)

協議会名簿など個人情報については、別途定める「個人情報保護規定」に則り、厳格に管理する。

(附 則)

本規約は、平成8年7月1日から施行する。

- (1) 平成22年7月10日 改定、同年月日より施行する。
- (2) 平成24年7月7日 改定、同年月日より施行する。
- (3) 平成29年5月6日 改定、同年月日より施行する。
- (4) 令和2年5月31日 改定、同年月日より施行する。
- (5) 令和3年5月8日 改定

※5

(改定記録)

改定(4) ・「規約」見直し案、2020年5月31日
・「米田潤二氏」議決権行使書意見反映、
「第17条(4) 役員を選任」を追記、2020年5月31日

改定(5)

- ①「第5条(1)②」で「を原則とする」を追記、2021年3月27日。
2021年3月27日役員会(栗尾会長、山本会計、南事務局長)
- ②退会条件から会費滞納を外す。「第8条(2)項」を削除。2021年4月17日。
2021年4月17日役員会(栗尾会長、森副会長、伊川顧問、吉野監事、南事務局長)

会費規定 (1)

※1

第1条 本会の会費は、年額として正会員 5,000円、準会員 3,000円とする。
賛助会員の会費は、一口として個人 5,000円、法人 10,000円とする。
会員は定期総会日までに会費を一括して払い込むものとする。

※1

第2条 年度途中で入会する会員は、当該年度の会費の全額を一括納付する。
ただし、当該年度の残期間が6か月未満のときは、5分の3を納付する。

※1

第3条 納付された会費は返金しない。

※1

改定(1) 2020年6月27日見直し。※1

会員の特典規定 (1)

※1

- (1) 会員限定メーリングリストで情報交換ができます。
- (2) 協議会の企画に参画できます。
- (3) 月例会に無料参加できます。

改定(1) 2020年6月27日見直し。※1